

登記官押印証明の取扱いの変更について

平成28年4月1日から、外務省における認証（公印確認，アポステューユ）の際の**登記官発行の証明書（登記事項証明書等）**に対する「**登記官の押印証明**」の添付が**不要**となりました。

ただし、平成28年4月1日以降に発行された**登記官発行の証明書**に限ります。

なお、平成28年3月末日以前の登記官発行の証明書で、平成28年4月1日以降に外務省で認証を受けようとする場合は、従前の取扱いのとおり「**登記官の押印証明**」手続きが必要となります。

上記に関する御質問等がございましたら、山口地方法務局総務課庶務係まで御連絡をお願いいたします。

山口地方法務局総務課庶務係

電話（代表） 083-922-2295